

分別解体等の計画等

工作物の構造 (解体工事のみ) 工事の種類	☐ 鉄筋コンクリート造 ☐ その他() ☒ 新築工事 ☐ 維持・修繕工事 ☐ 解体工事 ☐ 電気 ☐ 水道 ☒ ガス ☐ 下水道 ☐ 鉄道 ☐ ☐ その他()		例)・住宅地 ・農地 ・河川敷 ・搬出する前面道路の幅員 ・交通量の多少 など
使用する特定建設資材の種類 (新築・維持・修繕工事のみ)	☒ コンクリート ☐ コンクリート及び鉄から成る建 ☒ アスファルト・コンクリート ☐ 木材 築年数 年 その他()		
工作物の状況	周辺にある施設 ☒ 住宅 ☐ 商業施設 ☐ 学校 ☐ 病院 ☐ その他() 敷地境界との最短距離 約 3 m その他(県道上での工事、交通量多い)		不十分な場合 例)・隣地を借地 ・立木の除去 ・構造物の一部を除去し、作業場所を確保 など
工作物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容 道路占用許可済、道路使用許可済 交通整備員の常駐を計画		
作業場所	作業場所 ☒ 十分 ☐ 不十分 その他(現道上における工事)		例)・道路使用許可 ・通行止め ・搬出経路確保のため鉄板敷きを準備 ・2tトラックにて搬出など
搬出経路	障害物 ☐ 有() ☒ 無 前面道路の幅員 約 12 m 通学路 ☒ 有 ☐ 無 その他(現道上のため支障無し)		
特定建設資材への付着物(解体・維持・修繕工事のみ)	☐ 有 ☐ 飛散性石綿(石綿吹付け、石綿保温材等) →1又は2をチェック【 】 ☐ 非飛散性石綿※石綿含有不明建材を含む (ビニール床タイル等)→1, 2又は3をチェック ☐ 無 ☐ その他【 】→4に記入		1□石綿撤去済み 2□石綿撤去完了予定日(月 日) 3□労働安全衛生法及び石綿障害予防規則に従い適正に処置する。 ※石綿含有不明建材の場合は、事前調査で石綿の有無を明らかにするか、みなし石綿含有建材として処置する。 4□その他
その他(特定建設資材に付着していない、解体時に発生する有害物等)	☐ 有 ☐ 飛散性石綿(石綿吹付け、石綿保温材等) →1又は2をチェック【 】 ☐ 非飛散性石綿※石綿含有不明建材を含む (スレート波板、スレートボード、スレート瓦、サイディング、ケイカル板等)→1, 2又は3をチェック ☐ 無 ☐ その他【 】→4に記入		
解体・維持・修繕工事のみ チェック	解体・維持・修繕工事のみ チェック		飛散性石綿がある場合は、事前に撤去する必要がある
解体・維持・修繕工事のみ チェック	解体・維持・修繕工事のみ チェック		
非飛散性石綿とは 発じん性が比較的低いもの: ・スレート ・石綿含有岩綿吸音板 ・Pタイル ・ケイカル板(第1種) ・サイディング ・石綿セメント板 などが該当する	作業内容 仮設工事 ☒ 有 ☐ 無 土工事 ☒ 有 ☐ 無 基礎工事 ☒ 有 ☐ 無 本体構造の工事 ☒ 有 ☐ 無 本体付属品の工事 ☐ 有 ☒ 無 その他の工事 ☐ 有 ☒ 無		分別解体等の方法 (解体工事のみ) ☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用 ☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用 ☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用 ☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用 ☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
工事の工程の順序 (解体工事のみ)	☐ 上の工程における⑤→④→③の順序 ☐ その他() その他の場合の理由()		
工作物に用いられた建設資材の量の見込み(解体工事のみ)	300 トン		全ての資材について記載する必要がある(下段の特定建設資材廃棄物の発生見込み量以上)
廃棄物発生見込み量 (注) ①仮設 ②土工 ③基礎 ④本体構造 ⑤本体付属品 ⑥その他	種類	量の見込み	
特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み(全工事)並びに特定建設資材が使用される工作物の部分(新築・維持・修繕工事のみ)及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工作物の部分(維持・修繕・解体工事のみ)	☒ コンクリート塊	10 トン	使用する部分又は発生が見込まれる部分(注) ☐ ① ☒ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥
	☒ アスファルト・コンクリート塊	230 トン	☐ ① ☒ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥
	☐ 建設発生木材	トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥
備考	数量については、四捨五入による整数表示		数量については、四捨五入による整数表示

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。【 】欄には具体的品目を記入すること。

月 日